

木造住宅の耐震診断を行っています

市では地震に強いまちづくりを推進するため、茨城県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」を派遣し、木造住宅の耐震診断を行います。

この耐震診断は、設計図などを基に一般診断法を用いて、原則として外観目視により現地調査を行い、建築当時の耐力を診断し、大地震（震度6程度）に対する耐震補強の必要の有無を判定するものです。

悪質な業者による勧誘にご注意ください。

市役所や茨城県木造住宅耐震診断士が、訪問や電話で耐震診断や改修工事を勧めることはありません。

■今回の診断は、震災等により被災した住宅の被害状況の診断（り災証明及び地震保険の損壊調査等）や補修方法等を提案するものではありませんのでご注意願います。

■り災証明にて全壊又は半壊と判定された住宅は事業対象外とさせていただきます。

○対象住宅

- ・階数が2階以下のもの
- ・在来工法による一戸建て、述べ床面積30m²以上
(プレハブ・ツーバイフォー・丸太組工法等の住宅は対象外となります)
- ・過去にこの制度により、耐震診断を受けていないもの

○対象者

- ・対象住宅を所有し、かつ居住している方
- ・所有者及び世帯員に市税の滞納がない方

○募集期限

- ・令和6年8月31日まで ※土・日曜日・祝日を除く
受付時間 8：30～17：15

○個人負担（診断費用）

- ・一戸当たり 2,000円（税込み）
※申請受付後、納付書を郵送します。

（裏面あり）

○募集件数

- ・3件（申込み先着順）

○申込み方法

- ・木造住宅耐震診断申込書に必要事項を記入のうえ、霞ヶ浦庁舎都市整備課へお申込みください。

※申込書は都市整備課窓口での配布、または市ホームページよりダウンロードしてください。

※申し込みの際には対象住宅の「案内図」を添付ください。

○問い合わせ先

- ・霞ヶ浦庁舎都市整備課 内線（2607、2609）

●事業の流れ

1. 申込み受付（申込み資格等の調査）



2. 診断士派遣決定の通知 ※申込み資格のない方には、派遣しない旨の通知



3. 自己負担分の2,000円の納付



4. 派遣する診断士より連絡（調査日時等の調整）



5. 現地調査（建築確認申請書等のご用意をお願いします。）



6. 診断士による診断結果の説明（事業終了）